

真庭市避難行動要支援者避難支援プラン (全体計画)

【旧真庭市災害時要援護者避難支援プラン】

真 庭 市

令和元年(2019年)5月

目次

1.	避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）について	- 2 -
	（1）はじめに	- 2 -
	（2）位置づけ	- 2 -
2.	避難行動要支援者の把握	- 3 -
	（1）避難行動要支援者の範囲（名簿登録者）	- 3 -
	（2）避難行動要支援者情報の収集	- 3 -
	（3）避難行動要支援者名簿の登録事項	- 4 -
	（4）名簿の更新	- 4 -
	（5）私の避難プラン(個別計画)と名簿のバックアップ	- 4 -
3.	避難行動要支援者の支援策	- 4 -
	（1）避難支援等の基本的な考え方	- 4 -
	（2）「私の避難プラン（個別計画）」の作成	- 5 -
	（3）避難行動要支援者名簿及び「私の避難プラン(個別計画)」の提供	- 5 -
	① 避難支援等関係者	- 5 -
	② 支援体制	- 6 -
	（4）災害発生時の支援策	- 6 -
	① 避難行動要支援者に対する情報伝達	- 6 -
	② 避難行動要支援者に対する安否確認	- 7 -
	③ 避難行動要支援者に対する避難誘導	- 7 -
	（5）避難後の支援策	- 8 -
	① 福祉避難所の開設	- 8 -
	② 柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対する当該食料の確保・提供	- 8 -
	③ 被災した避難行動要支援者の生活の確保	- 8 -
	④ ボランティア等生活支援のための人材確保	- 8 -
	⑤ 外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応	- 8 -
	⑥ 避難行動要支援者を対象とした相談等の実施	- 8 -
4.	その他	- 9 -
	（1）避難支援体制のイメージ図	- 9 -

1. 避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）について

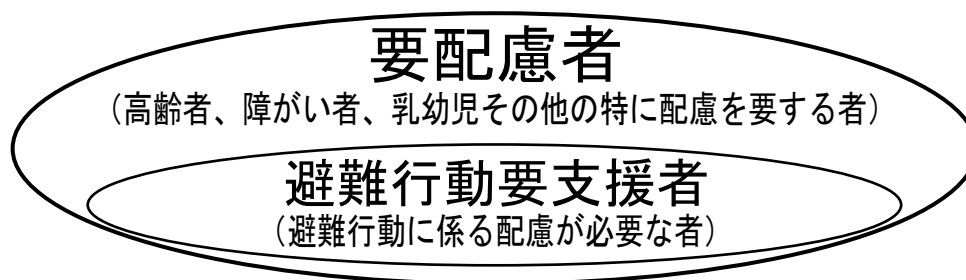
（1）はじめに

東日本大震災（平成 23 年）は、大津波と相まって東北・関東地方に想像を絶する被害をもたらしました。

この震災における死者数のうち、65 歳以上の高齢者の死者数は約 6 割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の約 2 倍と推計されています。他方、消防職員、消防団員の死者・行方不明者は 281 名、民生委員の死者・行方不明者は 56 名にのぼるなど、多数の支援者も犠牲となりました。

これらの教訓を踏まえ、国においては、平成 25 年 6 月に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）を改正し、市町村における避難行動要支援者名簿作成を義務化（同法第 49 条の 10）し、名簿の利用・提供などの法制上の課題について整理しました。

なお、法改正の中で、これまで使用されてきた「災害時要援護者」の呼称に代わり、同法第 8 条第 2 項第 15 号において、「高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」を「要配慮者」と定義し、同法 49 条の 10 第 1 項において、「配慮」の一形態として「避難行動に係る配慮」が必要な者について、「避難行動要支援者」と定義がなされています。



さらに、こうした法改正の内容を反映させて、平成 25 年 8 月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の策定を行うなど、要配慮者支援対策への取組を一層強化しており、その対応が求められているところです。

また、平成 30 年 7 月豪雨災害の教訓から、避難支援体制の整備（名簿と個別計画）が課題となっています。

（2）位置づけ

真庭市においては、これまでに真庭市地域防災計画の「要配慮者等の安全確保計画」で要配慮者支援の全体的な方向性を示し、その下位計画として「真庭市災害時要援護者避難支援プラン」を策定し、支援体制の具体化を図っていましたが、国の法改正や平成 30 年 7 月豪雨災害の課題等に対応するため、内容について全面的な見直しを行い、名称についても「真庭市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に改めます。

2. 避難行動要支援者の把握

(1) 避難行動要支援者の範囲（名簿登録者）

災害対策基本法第 49 条の 10 に定められた「避難行動要支援者名簿（様式 1）」に登録する対象者は、市の住民基本台帳に記録（外国人登録）された在宅の 18 歳以上であって、次のいずれかの方式の区分に該当する方のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方とします。

【抽出方式】 担当部署が保有するデータから対象者を抽出し、名簿に登録

区 分	基準等	担当部署
①地域助けあい事業対象者	真庭市社会福祉協議会が実施する「地域助けあい事業」で見守り等が必要とされた方	真庭市社会福祉協議会
②要介護認定者	要介護 3～5 の認定を受けた方	高齢者支援課
③障がい者	身体障がい者手帳を所持する者のうち、下記に該当する方	福祉課
	・視覚障がい 1・2 級	
	・聴覚障がい 2 級	
	・上肢機能障がい 1・2 級	
	・上・下肢機能障がい 1・2 級	
	・下肢機能障がい 1～3 級	
	・体幹機能障がい 1～3 級	
	障害支援区分 4～6 の認定を受けた方	
	療育手帳 A の交付を受けた方	
	精神障害保健福祉手帳 1 級の交付を受けた方	
④難病患者	特定医療費受給者証の交付を受けた方で、筋神経系疾患患者、人工呼吸器等医療機器を使用する患者かつ市の生活支援(障害福祉サービス)を受けている方	岡山県 真庭保健所

【手上げ方式】 名簿登録希望者（「私の避難プラン（個別計画）」を作成した方）を名簿に登録

区 分	基準等
⑤その他	高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者のうち、「私の避難プラン(個別計画)」を作成した方

(2) 避難行動要支援者情報の収集

市は、真庭市個人情報保護条例（平成 17 年真庭市条例第 12 号）第 7 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、真庭市社会福祉協議会が実施する「地域助けあい事業」で把握する直近の情報を基本情報として、これに市の関係部課で保有する情報、岡山

県から取得する情報で避難支援に必要不可欠となる情報を補完情報とし、また、自ら避難行動要支援者名簿への登録を求める者から提供された情報を収集します。

(3) 避難行動要支援者名簿の登録事項

名簿に記載する内容は、次の事項とします。

- ① 氏名、フリガナ
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 行政区
- ⑤ 住所又は居所
- ⑥ 電話番号その他の連絡先
- ⑦ 避難支援等を必要とする事由
- ⑧ 個別計画の有無
- ⑨ 特記事項

(4) 名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、市は、要支援者の把握に努め、少なくとも年1回避難行動要支援者名簿の更新を行い、消防機関、民生委員児童委員、真庭市社会福祉協議会、自主防災組織と共有できる体制を整えます。

避難行動要支援者は、住所、氏名、避難支援等を必要とする事由等、名簿情報に変更がある場合には、市に届け出るものとします。

(5) 私の避難プラン(個別計画)と名簿のバックアップ

災害により、行政機能が著しく低下した場合であっても私の避難プラン(個別計画)の内容を確認し、避難行動要支援者名簿を活用することが可能となるよう、市は名簿のバックアップ体制の構築に努めます。また、市は、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも情報を管理することとします。

3. 避難行動要支援者の支援策

(1) 避難支援等の基本的な考え方

災害発生時に行う避難行動要支援者の避難支援は、私の避難プラン(個別計画)に基づいて、避難支援等関係者及び近隣住民等が協力して行います。

避難に当たっては、身の安全を最優先とし、指定緊急避難場所又は指定避難所に避難します。避難行動要支援者の特徴や必要とされる支援は、高齢者や障がい者など、その区分によって大きく異なるとともに、同じ区分や種別に属していても、一人ひと

り異なるため、あらかじめ具体的な支援や配慮、避難場所や避難経路を定める「私の避難プラン(個別計画)」の作成を進めます。

(2) 「私の避難プラン(個別計画)」の作成

災害が発生し、又は発生するおそれが高まったときに、要支援者の避難及び避難生活の支援を迅速かつ的確に行うためには、あらかじめ要支援者一人ひとりについて、だれが支援してどこに避難するのかを定めた個別の対応方法を作成しておくことが大切です。

「私の避難プラン(個別計画)(様式2)」は、要支援者一人ひとりについて、担当する避難支援者の住所、氏名、連絡先や、個別訪問等で知り得た避難支援に必要な情報(具体的な身体状況、近隣の知り合いや親戚、避難に必要な用具、持病に必要な薬品等)、本人も知っておくべきこと(避難場所の位置や連絡先等)等を事前にまとめた個票とします。

「私の避難プラン(個別計画)」の作成に当たっては、市が自主防災組織へ提供する情報を元に、自主防災組織が中心となって民生委員児童委員、真庭市社会福祉協議会、自治会、消防団、近隣の住民等で直接支援に携わるメンバーが、要支援者本人(本人の意思表示が困難な場合はその家族)の意向を尊重しながら、避難支援者、避難場所、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合い、確認していきます。更に、必要に応じて、ケアマネジャー、ソーシャルワーカー等、医療・福祉の専門家の助言・支援を要請することとします。

市が自主防災組織へ提供する情報は、真庭市個人情報保護条例第8条第2項第6号の規定に基づき、真庭市情報公開・個人情報保護制度運営審議会の意見を聴いたうえで認められる支援が必要となる方の名簿の内容です。

また、市は自主防災組織を設立していない自治会の対象者については、自主防災組織の設立を推進すると共に、避難支援等関係者の協力により「私の避難プラン(個別計画)」の作成を支援します。

(3) 避難行動要支援者名簿及び「私の避難プラン(個別計画)」の提供

作成された避難行動要支援者名簿および私の避難プラン(個別計画)について、原本は市が保管します。

災害発生時における避難支援等関係者による円滑かつ迅速な避難行動支援を実施するため、私の避難プラン(個別計画)について、情報を平常時から避難支援等関係者に十分に確認し、提供します。

① 避難支援等関係者

名簿を提供する避難支援等関係者は、地域防災計画に定める次の者とします。

- (ア)消防機関
- (イ)民生委員児童委員
- (ウ)真庭市社会福祉協議会
- (エ)自主防災組織
- (オ)自治会等

市は、(ア)消防機関のうち、真庭市消防本部・消防署については、有事の際の業務遂行上必要と認められるため、同意の有無を明示したうえで、同意の有無に限らず、真庭市個人情報保護条例第8条第2項第2号を根拠に、名簿情報を提供します。

(イ)民生委員児童委員は、事前に地区民生委員児童委員協議会各支部長と「同意済の避難行動要支援者名簿の提供と利用に関する覚書(様式4)」を締結したうえで提供します。

(ウ)真庭市社会福祉協議会、(エ)自主防災組織、(オ)自治会等及び(ア)消防機関のうち真庭市消防団については、団体内で名簿の必要性を検証し「避難行動要支援者名簿情報提供申請書(様式3)」を提出し、代表者と「同意済の避難行動要支援者名簿の提供と利用に関する覚書(様式4)」を締結したうえで名簿を提供するものとします。覚書締結の際、名簿を適切に管理するため、代表者が個人情報保護管理責任者となりますが、代表者以外の者を責任者とする場合には、「個人情報保護管理責任者届出書(様式5)」を市に提出するとともに、名簿の提供を受けた代表者は、「避難行動要支援者名簿受領書(様式6)」を市に提出するものとします。

② 支援体制

災害対策基本法及び真庭市個人情報保護条例上、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、生命身体に危険が及ぶおそれがある場合においては、名簿情報を避難支援等関係者に提供することができます。

そして、平常時からの情報把握や、私の避難プラン(個別計画)の作成を積極的に進めます。

また、避難支援関係者が、日頃の見守りの中で実態の把握に努める体制づくりを進めます。

(4) 災害発生時の支援策

① 避難行動要支援者に対する情報伝達

市は、次のような手段によって、住民等への情報伝達を行います。なお、避難行動要支援者への情報伝達は手話、筆記及び外国語等による情報伝達を実施するため、ボランティアや地域住民等への協力を求める場合があります。

- (ア) 市の防災情報メール、緊急速報メール、聴覚障がい者へのメール配信、市ホームページ等を利用した文字情報による情報伝達
- (イ) FM告知放送、屋外広報塔、広報車等による音声情報による情報伝達

避難支援等関係者は、あらかじめ作成した私の避難プラン(個別計画)や避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援や情報伝達を行います。

② 避難行動要支援者に対する安否確認

市は、避難所の担当者、避難支援等関係者と協力して、避難行動要支援者の安否の確認を行います。また、避難行動要支援者名簿を活用して、在宅避難者等の安否確認も行います。

なお、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、災害対策基本法第86条の15(安否情報の提供等)の規定により、回答することとします。

③ 避難行動要支援者に対する避難誘導

避難支援等関係者は、私の避難プラン(個別計画)に基づき、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導を実施します。その際、平常時から情報の提供がない避難行動要支援者、被災による負傷等が原因で自ら避難することが困難となる者、自治会への未加入者等に対しても、可能な限り安否確認や避難誘導に努めます。

また、前述のとおり、避難支援等関係者は、本人または家族等の生命及び身体の安全を最優先に、地域の実情や災害の状況等に応じ、可能な範囲で避難支援を行うものとしてします。

●避難支援等関係者が避難誘導を行う際の主な留意点

- 避難経路は、できる限り危険な場所その他新たに災害発生の恐れのある場所を避け、安全な経路を選定します。
- 危険な場所には、表示やなわ張り等を行うほか、状況により誘導員を配置します。
- 状況により、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等又は歩行困難者について車両等による移送を行います。
- 避難は、避難先や救援物資の配給等を考慮し、できる限り自治会単位で行います。
- 避難誘導を実施する者は、避難行動要支援者に対し、その状況や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、避難状況について、自治会、自主防災組織やその他団体を經由もしくは直接避難所配備職員等に報告し、引継ぎを行います。

(5) 避難後の支援策

① 福祉避難所の開設

市は、避難行動要支援者の避難状況を把握し、必要に応じて福祉施設や医療機関等への緊急入所や一時入所、入院について要請を行います。また、緊急入所や一時入所、入院ができないまたはそれに至らない程度の避難行動要支援者の避難所として、必要に応じ福祉避難所を開設します。

② 柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対する当該食料の確保・提供

市は、高齢者や乳幼児等の避難所生活に配慮し、おかゆなどの柔らかい食品、粉ミルク等を備蓄し提供に努めます。

③ 被災した避難行動要支援者の生活の確保

市は、避難所・居宅等での生活上必要な資機材の確保に努め、必要に応じて設置・配布します。また、災害が長期化し、応急仮設住宅を建設する場合には、手すりやスロープ等の設置、浴槽を利用する際の段差への配慮、応急仮設住宅周辺の簡易舗装を実施する等、要配慮者の生活の確保に努めます。

④ ボランティア等生活支援のための人材確保

ボランティア活動が円滑に行われるようにコーディネート（適正な配置）をする機関として、真庭市社会福祉協議会が主体となり災害ボランティアセンターを設置します。

また、市は、ホームヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳者、心理カウンセラー等の専門的な技能を持ったボランティアが確保できるよう真庭市社会福祉協議会等と連携してボランティアの育成に努めます。

⑤ 外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応

市は、避難所等からの要請に基づき、語学ボランティアが必要な場合に、岡山県の災害救援専門ボランティアに登録された外国人通訳、翻訳ボランティアの派遣を要請します。また、スマートフォンによる翻訳アプリ等の活用も考慮し、円滑な意思疎通に努めます。

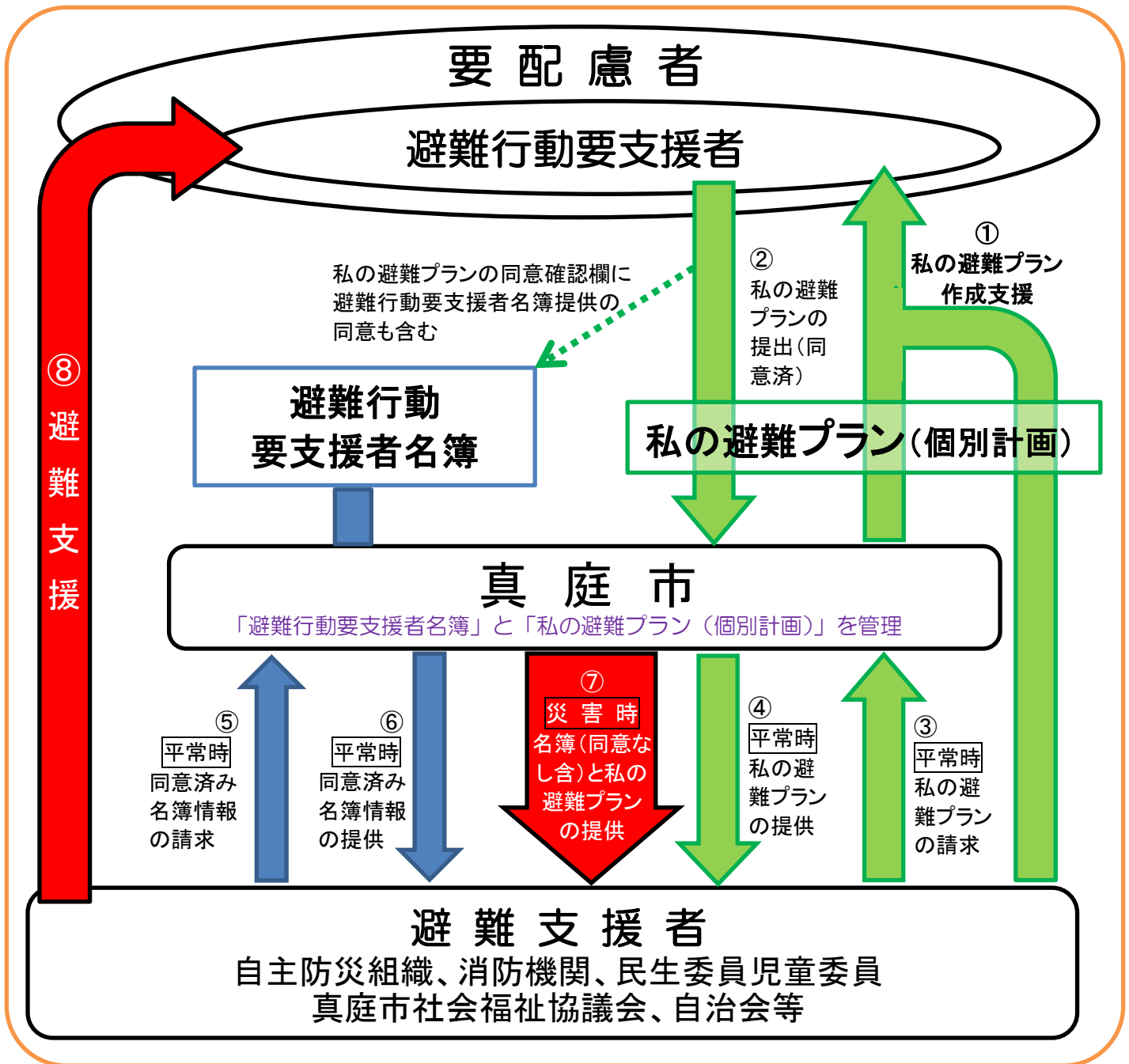
また、必要に応じて外国人等相談窓口を設置し、相談対応を行います。

⑥ 避難行動要支援者を対象とした相談等の実施

市は、地域のネットワークと連携し、災害によるショックや避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所等において保健師等が巡回医療相談やメンタルヘルス相談等を行います。

4. その他

(1) 避難支援体制のイメージ図



様式1

避難行動要支援者名簿

年 月 日現在

フリガナ 氏 名	生年月日	性別	行政区	住所又は居所	電話番号 その他の連絡先	避難支援等を必要 とする事由	個別計画 の有無	特記事項

私の避難プラン(個別計画)

私のこと	ふりがな			性別	男 ・ 女		
	氏名			生年月日	大正 ・ 昭和 ・ 平成 ・ 令和		
	住所	〒 ー 真庭市			年 月 日(歳)		
	電話	() ー		世帯主			
	F A X	() ー		携帯電話	ー ー		
	救急医療情報キット(社協)の設置		有 ・ 無		メールアドレス	@	
避難のこと	支援の内容 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 移動介助 が必要	<input type="checkbox"/> 誘導 が必要	<input type="checkbox"/> 声掛け が必要	<input type="checkbox"/> その他 ()		
	指定 緊急避難場所	①		指定 避難所	②		
	私の避難場所 (親戚宅や近くの安全な場所等)	③					
	<普段いる部屋(◎印)の位置図>			<避難経路> 避難場所への移動手手段等			
				自宅 —————			
特記事項	※持ち出すべきもの(メガネ、入れ歯、くすり、医療装置等)、移動に要する器具(車椅子、担架等)持病(認知症等)があれば記入します。						
私の支援者	自主防災組織名		自主防災組織 ・ 自主防災会				
	自治会名		自治会				
	消防団名		方面隊 第 分団 第 部				
	その他(近所等)	ふりがな		関係	住所		
		氏名			TEL	自宅	
						携帯	
		ふりがな		関係	住所		
氏名			TEL	自宅			
				携帯			

表面

家族等のこと	<input type="checkbox"/> ひとり暮らし <input type="checkbox"/> 日中ひとり <input type="checkbox"/> 高齢者のみ <input type="checkbox"/> 障がい者のみ <input type="checkbox"/> 高齢者と障がい者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 高齢者と障がい者のみの世帯 <input type="checkbox"/> その他()						
	緊急連絡先	ふりがな		続柄	住所		
		氏名			TEL	自宅 携帯	
		ふりがな		続柄	住所		
		氏名			TEL	自宅 携帯	
		ふりがな		続柄	住所		
		氏名			TEL	自宅 携帯	

医療・福祉のこと	普段利用している医療・介護サービス事業者等の名称と利用内容		
	名称		TEL
	内容		
	名称		TEL
内容			

同意確認欄

真庭市長 様

私は、市が作成する避難行動要支援者名簿に登録し、平常時から避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿の名簿情報及び私の避難プラン(個別計画)に記載している情報を提供することに同意します。

また、以下の事項について確認し、了承しています。

- 1 私の避難プラン(個別計画)の記載内容に誤りが無いこと。
- 2 私の避難プラン(個別計画)に掲載されている私以外の個人情報については、それぞれ本人から情報共有の同意を得ていること。
- 3 私の避難プラン(個別計画)は、災害等での避難支援が必ずなされることを保証するものではなく、関係者に法的な責任や義務を負わせるものではないこと。

年 月 日

本人：氏名

(やむを得ない理由により本人が記入できない場合)

代理人：氏名

続柄

連絡先：電話 (自宅)

- -

(携帯)

- -

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

※個別計画を作成するため、訪問調査を行う場合はご協力ください。

【その他特記事項】※福祉避難所への避難が適当であると判断された場合は、避難所への搬送方法を記入します。

裏面

避難行動要支援者名簿等情報提供申請書

年 月 日

真 庭 市 長 あて

団体名

代表者

住 所

氏 名

印

連絡先(電話番号等)

真庭市避難行動要支援者名簿情報等に基づいた避難行動要支援者支援体制を構築するため、当該地域の避難行動要支援者の名簿情報の提供を申請します。

申請地域 _____

必要な名簿情報等に

避難行動要支援者名簿

私の避難プラン（個別計画）

同意済の避難行動要支援者名簿等の提供と利用に関する覚書

真庭市(以下「甲」という。)と、_____ (以下「乙」という。)は、災害時における避難支援等を円滑かつ迅速に実施するため、避難行動要支援者名簿及び私の避難プラン(個別計画)(以下「名簿等」という。)の提供と利用に関して、個人情報の重要性を十分に認識し、個人情報に関する事故を未然に防ぐために、以下の内容で覚書を締結し、個人情報の保護を図るものとする。

- 1 甲は、乙に名簿等を提供する。名簿等の内容は、様式 1 及び私の避難プラン(個別計画)に記載されているものとする。
- 2 乙は、名簿等を災害の発生に備え、平常時から避難支援等の実施に必要な限度で利用するものとする。なお、名簿等を受け取ったことにより、乙に避難支援等を行う法的な責任や義務が発生することはない。
- 3 乙は、名簿等の破損または個人情報に関する事故を防ぐため、適切に管理しなければならない。このため、乙は個人情報保護管理責任者(以下「責任者」という。)を置くこととし、原則として乙の代表者が責任者を兼ねるものとする。ただし、乙の代表者以外の者を責任者とする場合は、その氏名等を書面により甲に通知しなければならない。
- 4 乙は、災害発生時に円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくよう、平常時から提供された名簿情報を共有することができるが、名簿等をその目的以外に利用してはならない。
- 5 乙は、この覚書の内容、個人情報保護の重要性及び名簿等の管理方法等について、その構成員に対し、共通の認識を持つよう周知を図らなければならない。
- 6 乙は、名簿等に関して事故が発生した時は、速やかに甲に連絡しなければならない。
- 7 乙は、構成員の故意又は重大な過失により、情報の漏えい等の事故発生した場合には、責任をもってその解決を図らなければならない。
- 8 乙は、名簿等の更新時等、甲から名簿等の返還を求められた場合は、速やかに返還するものとする。

この覚書の成立を証するため、甲乙双方が記名押印の上、各 1 通を保管する。

年 月 日

甲	住所	真庭市久世 2927-2
	団体名	真庭市
	代表者	真庭市長
乙	住所	真庭市
	団体名	
	代表者	

個人情報保護管理責任者届出書

真庭市長様

団体名

代表者

住所

氏名

印

連絡先(電話番号等)

「同意済の避難行動要支援者名簿等の提供と利用に関する覚書」第3項に基づき、当団体で定めた個人情報保護管理責任者を以下のとおり届出します。

(個人情報保護管理責任者)

1 住所

2 氏名

印

同意済の避難行動要支援者名簿等受領書

年 月 日

真 庭 市 長 様

団体名

代表者

住 所

氏 名

印

連絡先(電話番号等)

同意済の避難行動要支援者名簿等の写しを受領しました。

なお、別紙「同意済の避難行動要支援者名簿等の提供と利用に関する覚書」に記載されている内容を遵守します。

真庭市避難行動要支援者避難支援プラン
(全体計画)

令和元年(2019年)5月 策定

〔旧真庭市災害時要援護者避難支援プラン〕
平成21年10月 策定

真庭市 市長直轄組織 危機管理課
健康福祉部 福祉課